

新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会の開催について

平成19年1月19日
内閣官房行政改革推進室

1. 趣旨

公益法人制度改革については、関連3法成立後、平成20年12月頃の新制度移行に向けて、公益認定制度や一般社団法人・一般財団法人への移行等に係る政令、府令の制定等、所要の作業を推進していく必要があるところ、かかる準備作業の参考とするため、申請者に特に影響のある事項を中心に、広く法律、会計、公益法人の活動等に関して知見を有する識者の参画を得て、専門的見地から意見交換を行うことを目的とする。

2. 検討課題

以下のような事項について議論を行う。

- (1) 公益法人認定法の政令・府令事項のうち重要な事項
- (2) 一般社団・財団法人法に関する事項
- (3) 公益認定等委員会の運営に関する重要事項
- (4) その他(移行全般に関する事項)

3. 構成及び運営

- (1) 研究会は、内閣官房行政改革推進室長の主催の下、公益法人の活動に関する理論及び実務の専門家その他公益法人の活動等に知見を有する者からなる委員により構成する。
- (2) 委員の互選により座長を定める。座長は、研究会の議事進行を整理し、会務を総括する。

4. 開催期間

平成19年1月19日に立ち上げ、同年3月までの間、月1回程度の頻度で開催の予定とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

5. 運営、庶務

- (1) 研究会は非公開とし、会議終了後、配布資料を公表する。また会議の議事概要を作成し、速やかに公表する。
- (2) 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。
- (3) 研究会の庶務は、内閣官房行政改革推進室において処理する。
- (4) その他会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

以上